

おしえて！マイナンバーQ&A シリーズ④

個人番号カードはとても大切なカードです。今回は、個人番号カードの発行について説明します。



個人番号カードは、各種行政手続きでマイナンバーの確認や本人確認の手段として用いられるなど、国民生活の利便性につながるカードなので、国ではできるだけ多くの皆さんに取得していただくよう普及を推進しています。

Q 個人番号カードの発行に手数料はかかるの？

初回の発行手数料は無料ですが、再交付の場合には1千円（電子証明を搭載しない場合は、800円）がかかります。

Q 個人番号カードに使う顔写真について決まりはあるの？

顔写真は、申請前6カ月以内に撮影した正面、無帽、無背景で縦4.5cm、横3.5cmのものを、ご自身で用意していただくことになっています。

Q 個人番号カードの有効期限は？

20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮して5年です。

Q 個人番号カードの交付方法は？

個人番号カードの交付申請は、通知カードに同封されている交付申請書に顔写真を添付して返信してください。また、個人番号カードの交付を受ける際は、原則として本人が役場窓口にお越しいただき、本人確認を行う必要があります。なお、受領の際には「通知カード」「交付通知書」「住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）」「運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。

Q 個人番号カードに暗証番号はあるの？

個人番号カードは複数の暗証番号で管理されません。簡単な数字の並びや生年月日など推測されやすい番号を登録しないようにしてください。なお、暗証番号は、カード交付の際に必要です。事前に決めておいてください。

署名用電子証明書	英数字6文字以上 16文字以下
利用者証明用電子証明書 住民基本台帳 券面事項入力補助用	数字4桁 (同じ暗証番号設定可)

を裏側をさし、個人番号カードを止めることは禁止されています。法律で個人番号カードを裏側をさし、個人番号カードを止めることは禁止されています。除面ビビります。



次回は「個人情報保護」について説明します

Q&Aは町HP内にも掲載してあります

本人確認の方法 「番号確認」と「身元確認」

平成28年1月から、各種申請などでマイナンバーを記入していただく際、「マイナンバーが正しいことの確認（番号確認）」と「手続きを行う人が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）」が必要となります。本人確認の基本的な方法は、次の3つの方法があります。

	番号確認のための書類	身元確認のための書類
①	個人番号カード（1枚で番号確認と身元確認ができます）	
②	通知カード	運転免許証など
③	住民票（個人番号付き）	（写真付きの身分証明書）

★ 個人番号カードに標準搭載される電子証明書 ★

電子証明書（公的個人認証サービス）とは、住民が自宅などのパソコンからインターネットを利用して、行政機関への申請や届出（電子申請）をする場合に、その申請者や届出人が本人であることを公的に証明する「電子証明書」を発行する制度です。この電子証明書が格納されたICカードを使用して電子申請が行われると、申請先は、「確かに本人が申請したものなのか」「他人がなりすましてはいないか」「途中で申請の内容が改ざんされていないか」を確認することができることになっています。

【署名用電子証明書】 インターネットで電子文書を送信する際に、文書が改ざんされていないかどうかを確認することができる仕組みです。現在は、e-TAXの確定申告など、文書を伴う電子申請などに利用されています。

【利用者証明用電子証明書】 インターネットを閲覧する際に、利用者本人であることのみを証明する仕組みで、マイナポータル（平成29年1月開始予定）のログインの際に本人であることの証明手段として利用されます。